

単価契約書（案）

買受人高知県（以下「甲」という。）と売渡人●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の単価契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

（1）品名、規格、単価等

品 名	規 格	単位	契約単価(円)	内 訳	
				単価	消費税額及び地方消費税額
被留置者用給食	仕様書のとおり	1 食			

（2）契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（3）納入場所

南国警察署

【契約保証金を徴収する場合】

（契約の保証）

第3条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金●●円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により、遅滞なく契約保証金を還付するものとする。

4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

【契約保証金を免除する場合】

（契約の保証）

第3条 契約保証金は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条●号の規定により免除する。

第9条 甲は、前条の納品を受けたときは、速やかに当該給食の検査を行う。

- 2 前項の検査の結果不合格と決定した売買物品は、乙において甲の指示する期限内にこれを取り替えて前項の規定に準じ甲の再検査を受けなければならない。
- 3 前項の取替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。

(売買物品の引渡し)

第9条の2 売買物品の引渡しは、乙が前条第1項又は第2項の規定による検査に合格したときに行われるものとする。

(売買代金の支払)

第10条 乙は、前条の規定により売買物品の引渡しが行われたものについては、毎月末日締切計算し、適法な請求書を発行し、甲に対して売買代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による支払の請求書を受理した日から30日以内に当該売買代金を支払わなければならない。

(数量等の変更)

第11条 甲は、必要がある場合には、仕様書に記載している発注の時間後であっても、売買物品の数量の増減、又は納入期限の変更の申し出をすることができる。この場合において契約金額を増減する必要が生じたときは、売買代金の計算の基礎となった単価によって行うものとする。

- 2 甲は、前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲乙協議して定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(履行遅滞に伴う延滞違約金等)

第12条 乙が納入期限内に売買物品を納入しなかったときは、乙は、甲に対して、当該納入遅滞部分に係る売買代金に対し、第15条第1項の損害賠償とは別に、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の延滞違約金を支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき又は延滞違約金の額が100円未満の場合は、この限りでない。

- 2 甲の責めに帰する事由により、第10条第2項に規定する売買代金の支払が遅れた場合は、乙は、未受領額につき、それぞれこれらの条項に規定する支払期限の翌日から支払する日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。
- 3 第1項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを延滞違約金に充当することができる。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、検収後において、当該給食に契約書又は仕様書等に定める内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、無償に

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
- イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第6条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

（談合等の不正行為があった場合の解除）

第14条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

次条第1項において同じ。) を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日又は1月2月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。)までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第14条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
 - (2) 第14条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における売買代金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、乙が第3条の規定による契約保証金を納付しているときは、甲は、これを賠償金等に充当することができる。
- 4 前3項の規定は、売買物品の引渡しをした後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

- 第16条の2 乙は、第14条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。
- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、売買代金の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。)とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額(以下この項において「課徴金の減額」という。)を受けた事業者(公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。)である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金額から減額した額とする。
 - 3 前2項の規定は、売買物品の引渡しをした後においても適用する。

(乙の文書提出義務)

- 第16条の3 乙(乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含む。)は、この契約について、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、売買物品の引渡しをした後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、売買物品の引渡しをした日から起算して5年を経過した日の属する年

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合においては、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

甲 買受人 高知県
契約担当者 南国警察署長 ○○ ○○ 日

乙 売渡人 住所
氏名 日

仕様書

1 納入場所

南国市大堀乙799番地1 南国警察署

2 納入日

年間を通じて毎日（土曜、日曜、休日、年末年始を含む。）、朝食、昼食及び夕食を納入

3 納入数量（見込み）

年間約7,500食（1日平均約21食）ただし、本数量は、契約期間中の発注数量を保証するものではない。

4 発注、納入時間等

(1) 発注の時間及び方法

電話又はFAXにより、次に掲げる時間までに行うものとし、発注後に生じた急な過不足に対しても、可能な限り対応すること。

ア 朝食 午前5時

イ 昼食 午前10時

ウ 夕食 午後2時

(2) 納入時間等

納入に際しては、品質保持に万全を期すとともに、調理後1時間以内のものを次に掲げる時間までに納入すること。

また、事故等により納入時間が遅れ、又は、納入できない場合には、速やかに発注者に連絡し、その指示を受けること。

ア 朝食 午前7時30分

イ 昼食 午前11時00分

ウ 夕食 午後4時00分

(3) 空き容器及び残飯の回収

次回納入時に回収

5 給食内容

(1) 食材、メニューについて

ア 給食の量、献立、栄養価に配意し、魚、肉、野菜、卵等のバランスを考慮し、調理方法についても偏らないようにすること。

イ 1人1日当たりの総熱量は、1,750キロカロリー（主食1,000キロカロリー、副食750キロカロリー）程度とすること。

ウ 刺身等鮮度の保持に支障のある食材、大きな骨等異物のある食材は使用しない。ただし、生野菜として食すことが妥当とされるものは除く。

エ 汁物その他時間経過後に食すのに適さないもの及びこぼれやすいものは使用しない。

オ 醤油、ソース、胡椒等の調味料を添加する必要のないものとすること。

なお、要望により使用する調味料（醤油、ソース）については、事前に必要予定量を納入署で保管すること。

カ その他発注者から給食の内容について、合理的理由による指示又は要望があった場合には、可能な限りこれに応じること。

(2) 装飾物等の不使用

自傷行為に使用でき、又は嚥下して危険なものとして、竹串、楊枝、フォーク等その他の装飾物、醤油入れ等の小物容器、殻付き卵等は使用しないこと。

(3) 箸

箸袋は使用せず、事前に必要量の割り箸を納入し、警察署で保管

6 特別食等

(1) 被留置者の国籍、疾病、アレルギー、宗教上の理由等により、主食をパンに変更、豚肉等の除去、粥食、その他特別食を発注した場合に、納入価格内でこれに応じること。

(2) 被留置者が、自弁により納入価格を超える給食を申し込んだ場合に、これに応じること。

7 給食容器

プラスチック製等壊れにくく、かつ、衛生的な材質とし、使い捨て容器は認めない。

8 カロリー検査

納入者は、指定する各月（4月、7月、10月、1月）について、任意の1日分の給食のカロリー検査を、栄養士資格を有する者により実施のうえ、7日以内に書面により検査結果を提出すること。

なお、書面には、1日分（朝食、昼食、夕食）の弁当写真も併せて添付すること。

この検査に要する費用等は、納入者の負担とする。